

広報

県遊協

山形県遊技業組合
TEL 023-615-6922
FAX 023-615-6923
yamagata@zennichiyure.n.or.jp

☆パチンコ営業に関する消費税

：解釈運用基準を改正（変更）

①風営法等解釈運用基準の改正（変更）

警察庁は、消費税増税を前に風営法等の「解釈運用基準」の変更を通知、業界の注目を集めた。基準第16・6（2）アを新設し、等価性の基準における玉、メダルの価値について「施行規則第35条第2項第1号イの『当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額』とは、当該遊技の結果として表示された遊技球等数量を玉1個又はメダル1枚に係る遊技料金に消費税及び地方消費税を加算した額に乗じて得た額を言う」という定義を加えたもの。

②消費税を転嫁できるのは玉貸し時のみ

「うちの店は消費税を取っていない」という経営者がいるがこれは大きな誤解。四円貸し玉の場合、遊技料金が三・八一円、消費税が〇・一九円となり、遊技客から預かった消費税を自社の支出に係る消費税を差引いて納税している。消費税は、物を買ったりサービスを受けたりした場合消費者が支払う仕組みで、玉貸し料金を受け取った時点で客から預かったことになっており、この時以外の税転嫁は出来ない。

③賞品交換時の消費税転嫁は例外的扱い

警察庁は過去に、勝ち玉と賞品を交換する際に3%の消費税転嫁を了承している。しかしこれは、当時玉貸し時の消費税徴収システムが確立していなかったためで、やむなく例外を認められたもの。警察庁の回答では、「消費税法の趣旨からすると消費税の転嫁については遊技球等の賃貸の際に転嫁することが望ましい」とした原則を説明しているのである。業界関係者はこれを見過ごし、原則と例外をはき違えてしまったのだ。

④勝ち玉の獲得と賞品交換及び貯玉と消費税

勝ち玉の獲得、賞品交換、貯玉等には消費税がかからないのかという疑問がある。勝ち玉は、貸玉料金を払って遊技した結果獲得した付加価値であり、賞品交換は付加価値を獲得した「商品」として物品の提供を受けたものである。また、貯玉は獲得した勝ち玉を一時的に預けるだけの行為であり、新たにものを買ったり、サービスを受ける訳ではないので消費税発生は図式はない。従ってこれらに消費税は課されない。

⑤賞品提供はなぜ税込み価格になるのか

賞品交換は消費税課税対象にならないが、何故賞品の提供価格は税込み価格なのか。その理由は、賞品の提供価格が「一般の小売店における日常的な販売価格」を基準とする（解釈運用基準第16・6（2）イ）と定めるためです。価格表示は消費税込みの価格とする総額表示規制があるため（消費税法第63条）、ここに言う「日常的な販売価格」も税込み価格になるのである。税込みで賞品を提供されるため、「日常的な販売価格」に含まれる消費税はホール業者の「益税（儲け）」になってしまふ。そのため、貸玉料金が税込み4円であれば税込みのまま4円で交換しなさいと言うことです。

⑥適正な消費税の転嫁を

特別措置法では、「消費税を転嫁していません」とか「消費税分は当店が負担します」等の表示を禁止しています。むしろ消費税の転嫁促進のために様々な措置を講じています。ある識者は、『ホール業界としては、消費税分について遊技料金に上乘せるとか、玉の払い出しを減じて消費税を適正に転嫁することこそ健全化に資すると考えるべき。業界が足並みを揃えることが大切だ』と指摘しています。

★職者の指摘するポイント

『消費税導入時、玉貸し時に消費税を導入するシステムが確立されていなかったため、やむを得ず、賞品交換時に消費税を転嫁するという例外を認められたものであるが、このような例外が認められたことが、玉貸し時に消費税を転嫁していないという誤解に結びついたのである。』と指摘しております。

●相次ぐパチンコホールの検査報道
一〇月に入り東京、長野で送検

★その1「直買い」・違法換金容疑で逮捕

今年の六、七月、パチンコ玉と交換した金地金を買い取ったり、スロットで得たメダルを換金したりしたもので、ぱちんこ店経営者A（63才東京都文京区）ら3人を警視庁保安課などが風営法違反（賞品の買い取り）で逮捕した。被疑者らは「資金繰りに困ってやった」として容疑を認めているという。同課によると同容疑でのぱちんこ店の摘発は初めてで、経費を浮かす目的での犯行と見て調べている。（時事ドットコム）

★その2「無承認くぎ交換で書類送検」

長野南署と県警生活環境課は、風営法違反（遊技機の無承認変更）容疑で、長野市内のぱちんこ店店長と同店を運営する法人会社を長野地検に書類送検した。容疑は、今年の8月下旬、公安委員会の承認を得ずにパチンコ台の折れた釘一本を新しい釘と交換した。店長は、「申請から承認まで一週間かかるため、その間パチンコ台が使用できず、売上げに影響が出るためにやった。」と供述しているという。同種事犯は、本年度に北海道でも摘発され、営業停止六ヶ月の行政処分を受けている。警察庁は、これまで再三釘曲げ等について注意しており、今後も厳しく取り締まること予想されます。（信濃毎日新聞）

◎各支部健全営業研修会を開催

県遊技業組合では、風営法解釈運用基準の改正や来年4月からの消費税増税に伴う対応・広告宣伝ガイドラインの増加に伴う研修会を各支部単位で開催しました。講師は、当組合熊坂専務理事・大津事務局長が担当し、それぞれの分野においてしっかりと研修していただきました。

- ☆最北支部（増井浩一支部長）の、か本郷館
平成25年10月17日午後1時 組合員29名参加
☆庄内支部（渋谷昭一支部長）の花ホール
平成25年10月22日午後1時 組合員31名参加
☆山形支部（金村鍾文支部長）グランデール
平成25年10月29日午後1時 組合員55名参加
☆置賜支部（権昌容支部長）アクティ一米沢
平成25年10月31日午後1時 組合員36名参加
参加者総数は一五一名でした。参加者の皆さんご苦勞様でした。研修で話しましたとおりの消費税の問題やカジノ法案の審議などで業界は目を離せない状況が続きます。皆さんも深い関心を持って対応してください。



参加者の皆さんご苦勞様でした。研修で話しましたとおりの消費税の問題やカジノ法案の審議などで業界は目を離せない状況が続きます。皆さんも深い関心を持って対応してください。

◎全国ファン感・今月15（金）16（土）17（日）の3日間開催です

全国パチンコ・パチスロファン感謝デーが開催されます。ファン感への参加は各店で広告・宣伝が出来ます。ルールを守ってファンに呼びかけて下さい。各ホールともお客様に対する日頃の感謝をしっかりとお伝えしましょう。



朝晩はめっきり寒くなってきました。子供は暑すぎても寒すぎても困るのです。子連れはシャットアウトです。

編集後記

先頃、久しぶりに山寺に行き、秘宝の「薬師如来座像」を拝観して参りました。「行列が出来時間待ちがあるよ」との指導を受けての拝観でしたが、時間待ちにはゼロ、慈覚大師の50年毎の法要とか。次回の開帳は50年後だそうです。 熊坂